

第2次名護市中小企業・小規模企業振興ビジョン策定業務委託に係る プロポーザル実施要項

1 目的

本業務は、現行の名護市中小企業・小規模企業振興ビジョン計画策定から5年が経過していることから、改めて昨今の社会環境の変化を踏まえ、中小企業・小規模企業に係る基本的な方針、具体的な施策などをとりまとめた第2次名護市中小企業・小規模企業振興ビジョンを策定するため、その応募手続き等について、必要な事項を定めるものである。

2 本業務の概要

(1) 本業務の名称

第2次名護市中小企業・小規模企業振興ビジョン策定業務委託

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和4年3月11日まで

(4) 委託料上限額

6,710,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※委託料の上限額を示すものであり、契約額を示すものではありません。

3 参加資格

本プロポーザルの参加資格を有する者（共同企業体等の場合は、構成員全員とする。）は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。なお、技術提案書提出後においても、資格要件を満たさなくなった場合は、当該参加者の参加資格を取り消すこととする。

- (1) 本業務を円滑に遂行するために必要な専門的知識及び業務経験を有する者を従事させるとともに、名護市との事務調整、打合せ等が、迅速・適切に行うことができる体制を構築できること。
- (2) 直近5年以内に市町村の中小企業の振興に係る計画策定等の類似業務の実績があること。なお、アンケート調査、印刷製本等の業務の一部のみを受託した実績は含まない。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は再生手続等を行っていないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。
- (7) 名護市指名停止等事務処理要綱（平成20年告示第93号）に基づく指名停止措置を契約予定日までの間、受けていない者であること。
- (8) 個人又は法人及びその法人の代表者が、国税、沖縄県の法人事業税及び名護市税（①

市県民税（特別徴収・普通徴収）②法人市民税③固定資産税）を滞納していないこと。

4 スケジュール（予定）

	項 目	日 程
1	プロポーザル実施要項公開	令和3年7月1日（木）
2	実施要項等に関する質問受付	令和3年7月1日（木）から 令和3年7月7日（水）12時まで
3	実施要項等に関する質問回答	令和3年7月14日（水）までに
4	プロポーザル参加申込書提出期限	令和3年7月1日（木）から 令和3年7月9日（金）17時まで
5	企画提案書類提出受付	令和3年7月9日（金）から 令和3年7月26日（月）17時まで
6	参加資格決定通知書の送付 ※電子メール及び文書にて通知	令和3年7月29日（木）までに
7	プレゼンテーション審査	令和3年8月3日（火）予定 令和3年8月4日（水）予備日
8	審査結果の通知 ※電子メール及び文書にて通知	審査後1週間以内に通知
9	業務契約締結	協議調整による合意後

5 提出書類及び提出方法等

(1) 提出書類

【様式1】 プロポーザル参加申込書

【様式2】 プロポーザル参加辞退届

【様式3】 公募型プロポーザル応募申請書

【様式4】 会社概要表

【様式5】 実績書

【様式6】 企画提案書

※様式6の企画提案書とは別に、詳細な企画提案書を添付してください。

詳細提案書は任意様式で「A4版縦・横書き」を基本とし、文字サイズは12ポイントとする。また、ページ数は「10ページ以内」としてしてください（必要に応じてA3版横書きの資料・図表等を織り込むことも可。1枚=1頁とする）。

【様式7】 業務執行体制

【様式8】 業務実施計画表

【様式9】 積算書

※積算の費目については、各積算費目の単価と内訳を記載すること。

【様式10】 質問書

【添付書類】

ア 全部事項証明書又は登記簿謄本
(個人事業主については住民票)

イ 所在する市町村の完納証明書

※提出書類（各様式）については名護市ホームページにてダウンロードできます。

※各種証明書は3ヵ月以内に発行されたものを提出してください。

(2) プロポーザル参加申込

プロポーザルへ応募を希望する者は、プロポーザル参加申込書を提出してください。

ア 提出書類

【様式1】プロポーザル参加申込書

イ 提出期限

令和3年7月9日(金)17時まで

ウ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は上記提出期限内必着とする。持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く9時から12時、13時から17時までの間に持参するものとする。）

エ 提出先

「10 プロポーザル担当課」に提出

(3) プロポーザルに関する質問、回答方法等

本プロポーザルに関する質問は、提出書類等の作成に係る質問に限るものとし、審査及び評価に関する質問は一切受け付けない。

ア 質問の受付期限

令和3年7月7日(水)12時まで

イ 質問方法

【様式10】質問書により、電子メール又はFAXで提出するものとする。電話及び直接来庁による質問には応じない。また、送信後は必ず電話連絡を行い、受信確認をすること。なお、電子メールの件名は、次のとおりとする。

件名：第2次名護市中小企業・小規模企業振興ビジョン策定業務委託プロポーザルについて（会社名）

ウ 提出先

「10 プロポーザル担当課」に提出

エ 質問に対する回答

提出された質問に対する回答は、令和3年7月14日(水)までに電子メール又はFAXにより参加申込書提出者、企画提案書提出者全員へ回答する。

(4) 企画提案書類の提出

ア 提出期限

令和3年7月26日(月)17時まで

イ 提出方法

以下の応募書類・添付書類を下記の部数、持参又は郵送（郵送の場合は上記提出期限内必着とする。持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く9時から12時、13時から17時までの間に持参するものとする。）

(応募書類の手書きは不可とします。)

・ 原本（応募書類一式・添付書類一式）：1部（片面印刷）

・ 副本（応募書類一式）：8部（両面印刷）

※副本は、応募書類一式をファイリングして1部としてください。

※原本及び副本には、ページ番号を記載してください。

ウ 提出先

「10 プロポーザル担当課」に提出

6 審査及び評価

選定委員会において、提出された書類（企画提案書等）及びプレゼンテーションの内容を総合的に審査し、契約の最優先候補者を選定する。なお、プレゼンテーション審査及び選定委員会は、非公開とする。

(1) プレゼンテーション審査

次に掲げる日程等で、プレゼンテーション審査を実施する。ただし、時間、場所については、応募件数等を考慮し、その詳細を参加者へ後日連絡する。

ア 日時

令和3年8月3日(火) 予定

令和3年8月4日(水) 予備日

イ 実施方法

(ア) プレゼンテーションは、1者当たり40分の持ち時間（提案内容説明25分、質疑応答15分）とする。

(イ) プレゼンテーションは、実際に業務を担当する者が行うこと。参加人数は4人以内とする。

(ウ) プロジェクター及びスクリーンを使用したプレゼンテーションも可とする。なお、プレゼンテーション機材（プロジェクター、スクリーン）は、名護市が用意するが、パソコンは各自で準備すること。

(エ) プレゼンテーションは、提出した企画提案書の内容を逸脱しないものとし、追加資料配布等は認めない。

(オ) プレゼンテーション審査15分前までには、所定の場所で待機下さい。指定時間に遅れた場合は失格となります。

(カ) プレゼンテーション参加者は、他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできません。

(2) 評価

ア 本プロポーザルの評価は、市が別に定める「第2次名護市中小企業・小規模企業振興ビジョン策定業務委託プロポーザル選定委員会」（以下「委員会」という。）において行う。

イ 企画提案書、プレゼンテーション及び質疑応答によるカの評価項目及び配点に定める項目ごとに採点を行い、審査委員が採点した合計点数の平均点（小数第2位を四捨五入）をもって得点とする。

ウ 満点は、100点とし、最低基準点を60点とする。

エ 最低基準点を超えた者のうちから、最も得点の高い者を契約の最優先候補者とす

る。

オ 上記エにおいて、同点により最優先候補者とすべき者が2者以上ある場合は、以下のとおりに選定する。

(ア) 同点の候補者のうち、「4. 企画提案について」において、各委員の審査得点が高い者を1位とし、1位とした者が多いほうを最優先候補者とする。なお、各委員の審査得点の高い者が複数いた場合は各委員の評価項目ごとの合計点数が高い者を1位とする。

(イ) (ア)において、1位とした候補者が同人数だった場合は、各委員が1位とした者の評価項目ごとの合計点数が高い者を最優先候補者とする。

(ウ) (イ)においても同点だった場合は、委員長の審査得点が高い者を最優先候補者とする。

カ 「評価項目及び評価基準について」(別紙1)に基づき評価します。

(3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について

ア 新型コロナウイルス感染症の拡大の状況により、プレゼンテーションの実施方法を見直すことがあります。(例:プレゼンテーションは実施せず書類審査のみの実施、テレビ会議システムを利用したプレゼンテーション等)

※状況を踏まえ、この募集要項の記載内容に変更がある場合には、事前に連絡します。

7 契約

- (1) 審査により選定された契約の最優先候補者と委託内容に関する協議を行い、仕様書、見積額等の契約内容について合意した場合は、契約を締結する。この場合において、最優先候補者との協議が調わなかったときは、次点の者から順に協議を行う。
- (2) 提案者が1者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、最優先候補者とし協議を行う。ただし、最低基準点を満たさない等、プロポーザルが不成立の場合は、再度公募する。
- (3) 事業実施に当たっては、名護市と随時実施内容を協議しながら進めていくものとする。

8 失格要件

次に掲げる項目のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限に遅延した場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 参加資格を有していないことが判明した場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 見積金額が委託料上限額を超えている場合
- (6) その他企画提案に当たり著しく信義に反する行為等があった場合
- (7) その他選定委員会が失格にあたる事由があると認めた場合

9 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、提案者の負担とする。

- (2) 提出されたプロポーザル関係書類は、返却しない。
- (3) 提出されたプロポーザル関係書類は、本プロポーザルのために使用するものとし、公表しないが、情報公開請求があった場合は、名護市情報公開条例に基づき公開することがある。
- (4) 提出期限後のプロポーザル関係書類の再提出、差替えは一切認めない。
- (5) 審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。

10 プロポーザル担当課

本プロポーザルの担当課は、以下のとおりとする。

〒905-0017 沖縄県名護市大中一丁目19番24号 名護市産業支援センター 2階

名護市 地域経済部 商工・企業誘致課 商工係 担当：渡嘉敷

TEL：0980-53-7530 FAX：0980-53-7522

E-mail:shoukoukigyoyuuchi@city.nago.lg.jp

別紙 1

業務名：第2次名護市中小企業・小規模企業振興ビジョン策定業務委託

評価項目及び評価基準について

評価項目		配点	評価基準
1	実績について	10点	直近5年以内に市町村の中小企業の振興に係る計画策定等の類似業務の実績があるか。
2	業務目的及び業務内容の理解度について	10点	本業務実施の背景、課題や目的及び仕様書の趣旨を理解しているか。
3	業務遂行体制及びスケジュールについて	15点	<ul style="list-style-type: none">・円滑かつ確実に業務を遂行可能と判断できる体制が組まれているか。・担当者は知見（経験）を有しているか。・業務スケジュールは無理がなく適切であるか。
4	企画提案について	30点	<ul style="list-style-type: none">・提案内容が業務の課題に着目されているか。・提案内容は実現可能なものとなっているか。・社会情勢や本市の実態等を把握した上での提案となっているか。
5	独自提案等について	15点	仕様書等に定めるものに加え、独自の効果的な提案等があるか。
6	プレゼンテーション能力について	10点	<ul style="list-style-type: none">・説明能力、コミュニケーション能力、業務に対する意欲等を備え、円滑な業務遂行が可能か。・質疑に対する応答は的確になされているか。
7	見積金額について	10点	最低見積額を10点とし、次点以降1点ずつ減点する。
得点合計		100点	